

東神楽町産前・産後ヘルパー事業

令和7年6月11日現在

健診や買い物へ
子連れで行くの
が大変…

上の子の世話まで
手がまわらない

育児と家事の
両立できるかな



産前・産後で体調がすぐれない時期に、家事と育児をすべてやるのは、大変です。
一番つらい時期に、気軽にヘルパーさんにお手伝いをお願いしてみませんか？

～利用できる方～

東神楽町に住民票のある妊娠中または、産後1年未満（多胎の場合は産後2年未満）の乳幼児を養育している方

～内容～

【育児支援】保護者が一緒にいる場合での支援

- 授乳、離乳食の介助
- 沐浴の準備と介助
- おむつ交換
- 赤ちゃんとお上の子のお世話 など



【家事支援】日常的に行う必要のある家事

- 食事の準備
- 居室の簡単な掃除、整理整頓
- 衣類の洗濯
- 生活必需品の買い物 など

～利用時間・回数～

- 平日 8:00～18:00
- 産前産後合わせて20回まで利用可
- * 多胎児の場合は、40回まで利用可
- * 転入時産後7か月以上の方は10回

～利用料金～

500円/1回
(連続した1時間以上2時間以内)

～産前・産後ヘルパー事業 ご利用の流れ～

ステップ1 利用したい日と時間を決めます。

ステップ2 町のホームページや、ちらしから事業所に申し込みをして内容等を相談します。(予約が必要です。事業所によっては、都合がつかない場合がありますので、他の事業所にお申し願ひしましょう！)

ステップ3 利用当日、事業所からヘルパーが訪問し、打ち合わせた内容を行ってまいります。

ステップ4 利用後、事業所から求められる書類を確認の上サインをお願いします。母子手帳と「東神楽町産前・産後ヘルパー利用券」を事業者に提示し、確認を受けてください。事業者が利用内容を記入します。利用料500円を直接払います。(領収書が発行されます。)

～注意点～

- 令和6年度に生まれた方お子さんや妊婦さんで、利用を希望される方には利用券を郵送します。健康ふくし課へご連絡ください。
- 利用を取りやめる際には前日までに申し込み先の事業所に必ず、連絡をお願いします。当日のキャンセルは、1回利用した事になります。(利用料の支払いはありません。町が負担します。)
- 赤ちゃんやお上のお子さんが発熱している場合やお母さんが感染症にかかっている場合は、利用出来ません。「緊急さぼねっと事業」がありますので、事前に登録しておきましょう。

～利用できる施設～ ご希望の施設に直接お申込み下さい

事業所名	電話	申込み・問合せ・受付時間
産前・産後ヘルパー あ～ちゃんの手	090-6446-9034	電話 月～金 9:00～17:30 ※ホームページからは 365日24時間受付
おうちのMIKATA	090-9201-9840	電話 月～日 8:00～19:00 ※2次元コードからは 365日24時間受付
ウイステリア	090-3119-3526	電話 月～金 8:45～17:45